

職員の懲戒処分について

1 審議した会議（開催日）

平成30年度9月定例教育委員会（平成30年9月26日）

2 事務局の処分案の概要

教職員課長から、平成30年6月下旬に行われた私的な飲み会の2次会において、女性職員にセクシャル・ハラスメントを行った県央地区の県立高校実習助手を減給10分の1（1月）とする案の説明があった。

3 委員からの意見等

- ・ 委員から、飲み会の詳細や事案発覚の経緯について質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 委員から、実習助手の家族構成について質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 委員から、実習助手の日頃の飲酒の程度や飲み会での様子等について質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。